鳥取市営美保球場

改正後

1　球場利用料金

区分		利用料金(1時間につき)
入場料を徴収する場合	一般	1,600円
	職業野球	10,000円
入場料を徴収しない場合	一般	500円
	小学生、中学生	200円
	高齢者	250円
	障害者等	無料

備考

1　1時間未満は、1時間とする。

2　放送器具、電気設備(夜間照明灯を除く。)その他設備の利用料金は、規則で定める。

3　「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。

4　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1)　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人

(2)　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

5　日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で利用する場合は、無料とする。

2　夜間照明等利用料金

30分（30分未満の場合は、30分とする。）につき5,200円

改正前

1　球場利用料金

区分		利用料金(1時間につき)	備考
入場料を徴収する場合	職業野球	10,500円	1　1時間未満は、1時間とする。 2　放送器具、電気設備(夜間照明灯を除く。)その他設備の利用料金は、規則で定める。 3　「高齢者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 (1)　70歳以上の者 (2)　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者 (3)　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者
	一般・高校生野球	1,575円	
入場料を徴収しない場合	高齢者等野球	無料	
	一般・高校生野球	525円	
	小・中学生野球	210円	

2　夜間照明等利用料金

30分（30分未満の場合は、30分とする。）につき5,250円